

創作物の規制 / 単純所持規制に 反対する請願署名にご協力下さい

今年6月、与党（自民・公明）によって「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改定案が提出され秋の臨時国会での審議が予定されています。

本来、この法律の目的は、児童買春や児童ポルノといった児童に対する性的虐待から、児童を保護するものです。ところが、現在の与党案は、その目的を逸脱し文化そのものを取り締まろうとしています。

テキストすぎる「児童ポルノ」と所持の基準

与党案では「児童ポルノ」の所有することそのものを「単純所持」として禁止しようとしています。ところが、その定義は曖昧でなにが「児童ポルノ」になるのかは、まったくわかりません。

18歳未満のアイドルの水着グラビアどころか、両親が幼い子供の裸体を撮影しても児童ポルノとされる可能性があります。

スパムメールで画像データを送りつけられても「所持」となりますし、ネットで偶然に児童ポルノ画像を見た場合でも、ハードディスク内にキャッシュが保存され、「所持」となってしまいます。また、誰かが児童ポルノを郵便で送りつけてくるかも知れません。さらに、家族や同居人が所持していることを口実に、無関係の家族や同居人を共同所持しているとして逮捕することも可能になります。

日本国民は平等に犯罪者予備軍に

たとえ自分の身が潔白でも、それを証明できるのは逮捕されて裁判を受けるまでできません。もちろん、最終的に裁判で無罪になるかも知れません。しかし、児童ポルノ所持で逮捕されたり、家宅捜索を受けて、報道された場合には、勤め先をクビになるなど社会的な生命は抹殺されるに等しい結果となるのではないのでしょうか？つまり、「単純所持」の禁止によって誰もが平等に人生を破壊される危機がやってくるのです。

単純所持の先にあるのは、創作物規制、そして有害規制

1999年に児童ポルノ法が制定される時から「マンガやアニメが児童虐待や性的搾取の要因になっている」として、規制の枠内に含むことを主張している人たちがいます。こうした人々の活動もあり、与党案では、はじめ単純所持の禁止と共にマンガやアニメも児童ポルノとして規制することも予定されていました。今回、規制は断念されましたが、付帯事項としてマンガやアニメが実際の犯罪に影響を及ぼしているか否かを調査することが盛り込まれようとしています。児童ポルノ法では、3年ご

との見直しが定められており、この調査は3年後にマンガやアニメを児童ポルノとして禁止しようとする前段階の動きにほかなりません。「児童ポルノ法」が「絵」を規制の対象とした場合、それは「児童に見える」ものすべてに関わってきます。男女の区別はなく「やおい」「ボーイズラブ」などの「女性向け」とも含まれます。それどころか、与党の一部には青少年に悪影響を与える「有害情報」を法律で禁止しようとする動きがあります。これは、「児童ポルノ」や性的表現に限らず国が「有害」と思うものをすべて規制しようとするものです。危機は去っていません。

私たちにできること

私たちにできることは、私たちの正当な主張を政治家達にぶつけることです。

そこで、私たちは単純所持、そして創作物の規制に反対し、児童ポルノ法が本来の目的に立ち戻ることを望み、署名活動を行うことにしました。集めた署名は国会議員を通じて国会や関係省庁に提出します。

現実に子どもを傷つける児童買春や児童ポルノは、もちろん許されるものではありません。しかし、規制ありきで議論をすすめることでは問題は解決しません。

私たちの表現や、活動を守るため、ぜひ署名活動に協力してください。

代表世話人弁護士 山口 貴士

署名活動は9月10日が第一次取りまとめとなります。用紙のコピーは自由です。家族や友達の署名を集めて下記まで送ってください。

詳しくは Web にて!!

●署名送付先/連絡先
〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-7-8 地引第2ビル 407
リンク総合法律事務所気付

創作物の規制/単純所持規制に反対する
請願署名市民有志事務局
（「市民有志事務局」「代表世話人山口貴士」でも構いません。）

メールアドレス：savemanga@gmail.com
なお、ご連絡はメールか手紙でお願いいたします。

リンク総合法律事務所宛の電話/FAXによるご連絡は、事務所業務の支障になりますので、お断りします。

署名活動サイト：署名用紙のダウンロードもできます！
<http://www.savemanga.com/>